

向島基署発0607第1号
平成30年6月7日

葛飾区介護サービス事業者協議会長 殿

向島労働基準監督署長

職場における労働災害防止の要請

平素より労働災害防止について、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署における労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的に着実に減少してきています。

しかしながら、平成29年は433人が休業4日以上の労働災害に被災（うち3人が死亡）し、平成28年に比べ、死者、死傷者ともに増加しました。この傾向は今年に入りましても変化なく、昨年の同時期と比べ死傷災害が10%以上も増加し、既に死亡災害も2件発生しており、極めて憂慮すべき状況にあります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取り組みが必要です。労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

7月1日から7日までの全国安全週間を控え、準備期間である6月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。

つきましては、別紙事項を会員各位に死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向けた安全・衛生の取り組みを行っていただきますよう周知、指導をお願い申し上げます。

担当

向島労働基準監督署 安全衛生課
東京都墨田区東向島4丁目33番13号
03（5630）1032

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**1年間に60人**を超える方が労働災害で亡くなっています。
労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不斷に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。



□労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要な労働災害の割合が増えてきています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要なことです。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



～トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・向島労働基準監督署



東京労働局 HP

策定例	
策定期 平成●●年 月 日	
安全衛生方針	
<p>当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の趣である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下とおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。</p> <p>安全衛生の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る 2 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる 3 すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する 4 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入手し、効率的な改善を継続的に実施する <p>会社名 株式会社●●スーパーマーケット 代表者 代表取締役 安全太郎 内線番号: 123456789</p>	